

『知的財産推進計画』における私的録音録画補償金制度に関する記述

○『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』（2003（平成15）年7月8日）

2. 「知的創造サイクル」を意識したコンテンツの保護を行う

(1) 権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する

2. 権利付与等により保護を強化する

ウ) 私的録音録画補償金制度

音楽CD複製機能を備えたパソコンや、技術的保護手段を備えたCDなど多様なデジタル録音・録画のための機器・媒体が商品化されている現状を踏まえ、関係者間で、より実態に応じた制度への見直しを目指し協議が進められているが、関係者間協議の結論を得て、2004年度以降必要に応じ同制度の改正を行う。

(文部科学省)

○『知的財産推進計画2004』（2004（平成16）年5月27日）

9. ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する

(9) 権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する

2) 権利の付与等により保護を行う

ii) 私的録音録画補償金制度

音楽CD複製機能を備えたパソコンや技術的保護手段を備えたCDなど多様なデジタル録音・録画のための機器・媒体が商品化されている状況を踏まえ、関係者間で実態に適応した制度への見直しについて協議が進められているが、その結論を得て、2004年度以降、必要に応じ同制度の改正を行う。

(文部科学省)

○『知的財産推進計画2005』（2005（平成17）年6月10日）

I. コンテンツビジネスを飛躍的拡大する

4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める

(3) 法制度の改革を進める

1) 私的使用複製など基本問題について方向を得る

v) 私的録音録画補償金制度に関し、権利者、消費者、関連産業等を含めた関係者の意見を踏まえ、対象機器等の取扱い等について実態に即した検討を行うとともに、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案しつつ、本制度の見直し等について検討を行

い、2005年中に結論を得る。

(文部科学省、経済産業省)

○『知的財産推進計画2006』(2006(平成18)年6月8日)

I. 世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する

3. ビジネス大国を実現する

(3) 著作権に係る課題を解決する

④私的使用複製について結論を得る

私的録音・録画について抜本的に見直すとともに、補償金制度については廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討を行い、2007年度中に一定の具体的結論を得る。その際、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案するとともに、国際条約や国際的な動向との関連やユーザーの視点に留意する。また、技術的保護手段との関係等を踏まえた「私的複製の範囲の明確化」、使用料と複製対価との関係整理等、著作権契約の在り方の見直し、オンライン配信への移行を踏まえた音楽関連産業の在り方等についての検討を進め、2006年度中に結論を得る。

(文部科学省、経済産業省)

○『知的財産推進計画2007』(2007(平成19)年5月31日)

I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する

1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する

(1) ビジネススキームを支える著作権制度を作る

⑥私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る

私的録音・録画について見直すとともに、補償金制度については廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討を行い、2007年度中に結論を得る。その際、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案するとともに、国際条約や国際的な動向との関連やユーザーの視点に留意する。また、技術的保護手段との関係等を踏まえた「私的複製の範囲の明確化」、使用料と複製対価との関係整理等、著作権契約の在り方の見直し等についての検討を進め、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省、経済産業省)

○『知的財産推進計画2008－世界を睨んだ知財戦略の強化－』(2008(平成20)年6月18日)

I. デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ大国を実現する

3. 多様なメディアに対応したコンテンツの流通を促進する

(1) コンテンツの流通を拡大する法制度や契約ルールを整備する

④私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る

2007年度における検討の成果を踏まえ、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案しつつ見直しを進め、私的録音録画補償金制度の見直しについて2008年度中に結論を得る。

(文部科学省、経済産業省)

○『知的財産推進計画2009』(2009(平成21)年6月24日)

3. ソフトパワー産業の成長戦略を推進する

(7) デジタル・ネット時代に対応した知財制度等を整備する

④クリエイターへの対価の還元を適切に行うための環境を整備する

情報のデジタル化によって劣化のない高品質な複製が可能となる中、ユーザーの利便性に配慮しつつ、クリエイターへの対価の還元が適切に行われるための環境について制度面・契約面の両方の観点から検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

○『知的財産推進計画2010』(2010(平成22)年5月21日)

3. 世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進する。

(5) デジタル化・ネットワーク化時代に対応した著作権制度を整備する。

4.2 著作権制度上の課題の総合的な検討(中期)

デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、補償金制度の在り方を含む)について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じるものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る。

(文部科学省)

○『知的財産推進計画2011』(2011(平成23)年6月3日)

※『知的財産推進計画2010』からの施策として記載

1.3.2 著作権制度上の課題の総合的な検討(中期)

デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、補償金制度の在り方を含む)について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じるものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る。

(文部科学省)

以上